

決 定 要 旨

被 審 人（住所）札幌市中央区北十一条西二十三丁目2番10号
（名称）株式会社北弘電社
（法人番号 4430001015751）

上記被審人に対する令和4年度（判）第6号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金600万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和4年11月2日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和4年9月1日

金 融 庁 長 官 中 島 淳 一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、札幌市中央区北十一条西二十三丁目2番10号に本店を置き、その発行する株式が札幌証券取引所に上場されている会社である。

被審人は、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、北海道財務局長に対し、下表のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容(注)	主な事由
1	令和2年 11月12日	第71期第2四半期(令和2年7月1日～同年9月30日)に係る四半期報告書	令和2年4月1日～同年9月30日の第2四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が▲272,047千円であるところを▲56,608千円と記載	売上の過大計上等
2	令和3年 2月15日	第71期第3四半期(令和2年10月1日～同年12月31日)に係る四半期報告書	令和2年4月1日～同年12月31日の第3四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が▲494,230千円であるところを44,210千円と記載	売上の過大計上等
3	令和3年 6月25日	第71期(令和2年4月1日～令和3年3月31日)に係る有価証券報告書	令和2年4月1日～令和3年3月31日の会計期間	損益計算書 貸借対照表	当期純利益が▲3,270,081千円であるところを▲2,126,270千円と記載 純資産額が3,109,903千円であるところを4,253,714千円と記載	売上の過大計上、売上原価の過少計上等

(注) 金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1の表に掲げる事実のうち

表の番号3の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第6項

表の番号1及び同2の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

3 課徴金の計算の基礎

上記1の表に掲げる事実のうち

表の番号1、同2及び同3の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第71期事業年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）第2四半期（令和2年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第71期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（令和2年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第71期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第71期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第71期第2四半期報告書	142,702円
第71期第3四半期報告書	154,387円
第71期有価証券報告書	148,195円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第71期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第71期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第71期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第71期第2四半期報告書、第71期第3四半期報告書及び第71期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第71期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第71期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{ 円}$$

第71期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{ 円}$$

第71期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 3,000,000 \text{ 円}$$

となる。